

契約前のご案内

2025年7月
改訂版

この書面は、「スーパー自動車保険」の「重要事項のご説明」の記載内容の補足説明となります。

ご契約時の参考資料としてご活用ください。

も く じ

1 補償内容について 1	3 ノンフリート等級別割引・割増制度 7	4 その他のご注意事項 8
①重要事項のご説明における、基本となる補償の補足 1	①ノンフリート等級別割引・割増制度について 7	①継続契約のお申込みについて 8
②主な特約の概要 3	②初めて自動車保険に加入する場合 7	②保険料の支払方法・保険料入金日と補償の関係について 8
③主なサービス 5	③当社で継続、または他の保険会社などから継続してご契約の場合 7	
2 保険料の割引制度について 6	④ノンフリート等級および事故あり係数適用期間の引継ぎについて 7	

1 補償内容について

① 重要事項のご説明における、基本となる補償の補足

■ 支払保険金について

支払保険金の概要は以下のとおりです。詳細は、「スーパー自動車保険約款」をご確認ください。

基本となる補償		支払保険金の種類	概要
 相手方への賠償	対人賠償保険	対人賠償保険金	被害者1名につき、ご契約の保険金額を限度としてお支払いします。1回の事故による総支払額には限りはありません。
		臨時費用保険金	対人事故に伴って発生する被害者への見舞品代、香典などの臨時費用として被害者1名につき、死亡の場合10万円、入院20日以上の場合2万円をお支払いします。
 おケガの補償	対物賠償保険	対物賠償保険金	1回の事故につき、ご契約の保険金額を限度として保険金をお支払いします。
	人身傷害保険	人身傷害保険金	保険金額の範囲で、別に定める損害額算定基準により算定した保険金をお支払いします。また、保険に入っていない車などとの事故で、ご契約のお車に乗っていた人が死亡、または後遺障害が生じた場合には人身傷害保険金額によらず被保険者1名あたりの保険金額を無制限として補償します。
		臨時費用保険金	保険金請求者が臨時に必要な費用として、被保険者が死亡した場合10万円、入院20日以上の場合2万円をお支払いします。

基本となる補償		支払保険金の種類	概要
 おケガの補償	人身傷害 定額払保険	死亡保険金	事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、1名につき保険金額の全額をお支払いします。
		後遺障害保険金	事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合には、後遺障害等級に応じて保険金をお支払いします。
		医療保険金	入院または通院した治療日数の合計が5日以上(5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限る)の場合、10万円をお支払いします。 入院または通院した治療日数の合計が1日以上5日未満(入院または通院の初日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限る)の場合、1万円をお支払いします。
 お車の補償	車両保険	車両保険金 (全損の場合)	ご契約の保険金額の全額、および保険金額の5% (10万円を限度) を臨時費用保険金としてお支払いします。
		車両保険金 (分損の場合)	損害額から自己負担額(免責金額)を差し引いた金額をお支払いします。

■ 人身傷害保険・人身傷害定額払保険の補償範囲について

人身傷害保険・人身傷害定額払保険は、補償の範囲に応じて以下2種類の補償タイプより任意に選択ができます。

お選びいただいた補償タイプは人身傷害保険・人身傷害定額払保険の両方に適用されます。

補償タイプ	ご契約のお車に 搭乗中の事故 	他人の車に 搭乗中の事故 	歩行中などの 自動車事故 
車内のみ補償	○ 自動車事故によりご契約のお車に搭乗中の方が死傷、または後遺障害が生じた場合に、その損害に対して約款に定める基準に基づき保険金をお支払いします。	×	×
車内・車外補償	○ 「車内のみ補償」の補償に加え、記名被保険者またはその配偶者およびそれぞれの同居のご家族(別居の未婚の子を含む)などが、他人の車に搭乗中や歩行中などの自動車事故で死傷または後遺障害が生じた場合にも、保険金をお支払いします。	○	○

※ファミリーケア特別見舞金特約をセットされている場合、ファミリーケア特別見舞金特約にもお選びいただいた補償タイプが適用されます。

※車内・車外補償型をお選びいただいた場合、人身傷害車外危険補償特約、人身傷害定額払車外危険補償特約がセットされます。

※お選びいただいた補償タイプは、人身傷害保険、人身傷害定額払保険の両方に適用されますので、人身傷害保険、人身傷害定額払保険それぞれに対してはお選びいただけません。

※上図における他人の車とは、以下①または②に該当する自動車以外をいいます。

- ①所有者および常時使用される方が、記名被保険者またはその配偶者およびそれらの同居の親族である自動車
- ②記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有または常時使用し、かつ別居の未婚の子自らが運転している自動車

② 主な特約の概要

保険金をお支払いする主な場合および、保険金をお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳しくは「スーパー自動車保険約款」をご確認ください。なお、法人契約の場合など、ご契約の条件などによりセットできない特約もありますのでご注意ください。

主な特約	 補償内容・保険金を お支払いする 主な場合	 保険金を お支払いしない 主な場合
 相手方への賠償	対物差額修理費用補償特約【任意セット】 対物賠償保険が適用される事故で、修理費用が相手自動車の時価額を超え、被保険者が超過修理費用を負担する場合に、超過分の修理費用に被保険者の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。ただし、対物賠償保険金が支払われる場合で、かつ、事故日の翌日から起算して6ヵ月以内に相手自動車実際に修理されたときに限ります。支払限度額は50万円または無制限をお選びいただけます。	対物賠償保険と同じ
	他車運転危険補償特約（人傷型）【自動セット】 他人の所有する自動車（自家用8車種に限る）を借りて運転中の以下の事故について、他人の所有する自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い保険金をお支払いします。 ・対人賠償保険事故 ・対物賠償保険事故 ・車両保険事故 ・人身傷害保険事故 ※車両保険事故については、ご契約のお車に車両保険がセットされており、その車両保険で補償される事故の場合に限り保険金をお支払いします（免責金額を差し引いてお支払いします）。	●ご契約のお車の契約条件で保険金をお支払いできない損害 ●記名被保険者、その配偶者またはそれらの同居の親族が所有または常時使用するお車を運転中の事故 ●記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有または常時使用するお車を、別居の未婚の子自らが運転者として運転中の事故 ●被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●ご契約のお車を競技・曲技のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
 おケガの補償	地震・噴火・津波による被保険者死亡一時金支払特約【任意セット】 被保険者が日本国内において地震・噴火・津波に起因する傷害により、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者1名につき300万円を被保険者の法定相続人にお支払いします（契約内容により「本人のみ補償型」「夫婦のみ補償型」など、被保険者の範囲が異なります）。 ※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合など、お引受けを制限させていただくことがあります。	核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用に起因する事故
	ファミリーケア特別見舞金特約【任意セット】 被保険者（記名被保険者、その配偶者および記名被保険者またはその配偶者の父母または子を行います）に対し、人身傷害定額払保険の死亡保険金または後遺障害等級第1級～第3級の保険金が支払われる場合に、その被保険者1名につき100万円をお支払いします。	人身傷害定額払保険と同じ
	人身傷害車外危険補償特約【任意セット】 ご契約のお車に搭乗中以外（歩行中やご契約のお車以外のお車に搭乗中など）の事故に、人身傷害保険を適用します。	
	人身傷害定額払車外危険補償特約【任意セット】 ご契約のお車に搭乗中以外（歩行中やご契約のお車以外のお車に搭乗中など）の事故に、人身傷害定額払保険を適用します。	

主な特約の概要

主な特約		補償内容-保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
お車の補償	車両危険限定補償特約【任意セット】	車対車の衝突などで 相手自動車 が確認できる 事故 、盗難や火災など、主にお車の走行に 起因しない事故 に限り保険金をお支払いします。	相手自動車の 登録番号 などならびに事故発生時の運転者または所有者の 住所および氏名が確認できない場合 は保険金をお支払いできません。
	車両危険限定補償特約(全損のみ補償型)【任意セット】	ご契約のお車が 全損となった場合 に限り保険金をお支払いします。 ※全損とは損害額が車両保険金額を上回ることをいいます。	分損の場合 はお支払いできません。 ※分損とは、損害額が車両保険金額を下回ることをいいます。
	車両事故免責金額ゼロ特約【任意セット】	本来適用されるべき免責金額について 免責金額が5万円のときに限り 、免責金額をゼロとして保険金をお支払いします。	
	車両事故免責金額ゼロ特約(車対車事故のみ)【任意セット】	車対車との事故で 相手自動車 が確認できる 場合のみ 、本来適用されるべき免責金額について 免責金額が5万円のときに限り 、免責金額をゼロとして保険金をお支払いします。	
	車内身の回り品補償特約【任意セット】	衝突、接触、墜落など偶然な事故によって、ご契約のお車の 車内やトランクに積んでいた日常生活に使うもので個人が所有する物 (商品、受託品などは除く)が破損した場合に、保険金をお支払いします(免責金額:1事故につき5,000円)。	●保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者の故意、または重大な過失によって生じた損害 ●紛失、詐欺または横領によって生じた損害 ●被害物が通貨、有価証券、貴金属、書画、骨董、設計図、証券などである場合 ●キャリアに固定された身の回り品の盗難
	事故時代車提供特約【任意セット】	車両保険金をお支払いする事故 が発生した場合で、被保険自動車の 修理または買替え が必要となり、かつ、被保険者が代車を使用することが必要になった場合に、被保険者に代車を提供します。 ※ご契約のお車が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合にご付帯いただけます。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●無免許運転、麻薬などの影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害
その他の補償	地震・噴火・津波による車両全損時一時金支払特約【任意セット】	ご契約のお車が地震・噴火・津波により 「全損」となった場合 に、臨時に必要となる費用として、50万円を地震・噴火・津波による車両全損時一時金支払特約として記名被保険者にお支払いします。 ※車両保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額と同額をお支払いします。 ※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合など、お引受けを制限させていただくことがあります。	核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用に起因する事故
	原動機付自転車に関する特約(人傷型)【任意セット】	記名被保険者またはその配偶者およびそれぞれの同居のご家族(別居の未婚の子を含む)が 原動機付自転車による事故で他人を死傷させ、または他人の財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合 や、その原動機付自転車に 乗車中のおケガ について保険金をお支払いします(ご自身のおケガの補償については「自損型」と「人傷型」の2タイプに分かれます)。	●被保険者の使用者の所有する原動機付自転車をその使用者の業務のために被保険者が運転している間に生じた事故 ●被保険者の使用人が被保険者の業務のために被保険者の所有する原動機付自転車を運転している間に生じた事故
	原動機付自転車に関する特約(自損型)【任意セット】	※この特約にはご契約のお車の年齢条件、運転者限定に関する条件は適用されません。 ※「人傷型」の人身傷害保険金額は主契約の人身傷害条項の保険金額に準じます。 ※「自損型」においても無保険車事故(保険に入っていない自動車などとの事故)を保険金額:無制限で補償します。	
	日常生活家族傷害補償特約【任意セット】	被保険者が日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によって 身体に傷害を被った場合 に保険金をお支払いします(契約内容により「本人のみ補償型」「夫婦のみ補償型」など、被保険者の範囲が異なります)。	●被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であって、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がどのようなものであっても、保険金をお支払いできません。 ●入院を伴わない手術の場合、手術保険金はお支払いできません。

主な特約	 補償内容-保険金をお支払いする 主な場合	 保険金をお支払いしない 主な場合
その他の補償	個人賠償責任補償特約【任意セット】 日常生活に起因する偶然な事故により記名被保険者またはその配偶者およびそれぞれの同居の親族（別居の未婚の子を含む）が 第三者に対する損害賠償責任を負った場合 に、ご契約の保険金額を限度として保険金をお支払いします。損害賠償責任には、記名被保険者の居住用住宅の所有、使用、管理に起因する第三者の損害賠償も含まれます。	職務、業務 に起因する損害賠償責任、店舗など 居住用以外の不動産 に起因する賠償責任、 受託物 に対する賠償責任、 車両の所有、使用、管理 に起因する賠償責任などについては保険金をお支払いできません。
	弁護士費用等補償特約【任意セット】 相手自動車（原動機付自転車を含む）の所有、使用または管理に起因する事故で、被保険者が傷害、損害を受け、その損害などについて 相手方に対して法律上の損害賠償請求を行う際に負担した次の費用 について、保険金をお支払いします（あらかじめ当社の同意を得て支出した費用に限りです）。 ●弁護士費用など：300万円を限度とします。 ●法律相談費用：10万円を限度とします。 【ご注意】 ・弁護士費用などの実費が300万円以内の場合であっても、特約の「別紙 弁護士費用等保険金支払限度額」に定める各費用（着手金・報酬金など）の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。 ・弁護士などに委任する場合は、当社の事前承認が必要です。あらかじめ当社へご連絡ください。	車検証に 「事業用」 と記載されている自動車を運転している場合に発生した事故を除きます。 ※本特約セット時のご注意 ご契約時にご申告いただいた所有者と、車検証上に記載のある所有者が異なる場合であって、車検証上の所有者が当特約の被保険者の範囲に含まれない方である場合、被保険自動車の損害についての損害賠償請求に利用した弁護士費用など、法律相談費用について保険金をお支払いできません。
	保険証券の不発行に関する特約【任意セット】 保険証券などを不発行とする場合に付帯される特約です。本特約を付帯するとe証券割引が適用されます。（ご契約内容などは当社ウェブサイトにてご確認ください。）	
	継続契約の取扱いに関する特約【自動セット】 継続手続きを忘れた場合 であって、契約期間中に保険金請求を行っておらず保険満期日の翌日から起算して30日以内のお申込みであるなどの一定の条件を満たしたときは、現在の契約（前契約）の内容に従って継続されたものとする特約です。	
	被害者救済費用補償特約【自動セット】 ご契約のお車の欠陥・不正アクセスなどを原因とする事故により他人を死傷させた場合、または他人の財物を破損した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが認められたときに、被保険者が負担する被害者を救済するための費用に対して保険金をお支払いします。	

③ 主なサービス

■ ロードサービスについて

「スーパー自動車保険」のロードサービスは、すべてのご契約のお車に無料で付帯します。ご利用にあたっては、一定の条件がございます。また、一部サービスについては、無料サービスの対象外となりますのでご注意ください。サービスの詳細は、当社ウェブサイトに掲載しております「緊急時の対応ガイド」末尾のロードサービス規定をご確認ください。

※本サービスは、当社の提携会社が提供いたします。本サービスの内容は、予告なく変更や中止することがございますので、あらかじめご了承ください。

2 保険料の割引制度について

「スーパー自動車保険」では、ご契約条件によって以下の割引が適用されます。

割引の種類	ご 説 明
新車割引	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、保険期間の初日が属する月において初度登録後49ヵ月(初度登録年月の翌月から起算)以内の自動車に適用します。
インターネット割引	インターネットによりご契約をお申込みいただいた場合に適用します。 ※割引額は当社ウェブサイトでご確認ください。 ※インターネットによる契約の引受条件に合致していないことが判明した場合は、インターネット割引は適用されませんのでご注意ください。
早期契約割引	保険始期日より45日以上前にお申込みいただいた場合に適用します。(保険料一括払いの場合は500円。保険料分割払いの場合は、480円割引となります。)
エコカー割引	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、当社が定める低公害車(※)に該当する場合に適用します。 (※)保険始期の属する月において初度登録後25ヵ月(初度登録年月の翌月から起算)以内のお車
e証券割引	インターネットによりご契約をお申込みいただき、「保険証券の不発行に関する特約」を付帯した場合に適用します。(保険料一括払いの場合は500円。保険料分割払いの場合は、480円となります。) ※本割引が適用された契約では、保険証券、異動・解約承認書および領収証の発行を行いません。 ご契約後、お客さまからのご請求に基づき保険証券、異動・解約承認書および領収証を発行する場合、本割引は削除され、追加保険料が必要となりますのでご注意ください。(契約内容は「お客さま専用ページ」で確認可能です。)
ASV自動ブレーキ割引	ご契約のお車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備している自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、保険始期日が、その型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日までの期間にある場合に適用します。 ※自動ブレーキの装着の有無は、原則として「一般財団法人 自動車検査登録情報協会」内に設置された「ASV情報データベース」で車台番号ごとに確認いたします。車台番号のご申告に誤りがある場合確認ができませんのでご注意ください。 ※AEB(衝突被害軽減ブレーキ)が装備されていても、本割引の一部対象外となる車(型式不明車など)があります。
チューリッヒ自動車保険LINE割引	インターネットによりご契約をお申込みいただく際に、ご契約者のLINEアカウントと当社のLINEアカウントを「友だち追加」いただいた場合に適用します。(保険料一括払いの場合は500円。保険料分割払いの場合は480円割引となります。)[「友だち追加」をしていただくことで、申込み後LINEメニューからワンタッチでの契約照会や当社へのお問い合わせなどができます。 ※ご契約手続きの後に、当社のLINEアカウントを「友だち追加」していただいた場合は、本割引は適用されません。 ※保険始期日が2025年10月16日以降のご契約より適用可能な割引です。

① ノンフリート等級別割引・割増制度について

前契約の保険事故の有無や件数などを保険料に反映させる割引・割増制度のことで、この制度により継続契約のノンフリート等級および事故あり係数適用期間が決定されます。

② 初めて自動車保険に加入する場合

初めて自動車保険に加入する場合（前契約がない場合）、ノンフリート等級は6等級となり、ご契約の運転者年齢条件および用途・車種に応じて6A、6B、6C、6Gの4区分に分かれます。事故あり係数適用期間は0年となります。また、2台目以降のお車について初めて自動車保険に加入する場合（前契約がない場合）で、下表の適用条件をすべて満たしている場合、ノンフリート等級は7等級となり、ご契約の運転者年齢条件および用途・車種に応じて7A、7B、7C、7Gの4区分に分かれます。事故あり係数適用期間は0年となります。

【適用条件】

すでに契約している 自動車保険 (1台目のお車のご契約)	初めて契約する自動車保険(2台目以降のお車のご契約)	
【等級】 11等級以上であること	【記名被保険者】 以下のいずれかに該当し、かつ個人であること ① 1台目のご契約の記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族	【お車の所有者】 以下のいずれかに該当し、かつ個人であること ① 1台目のご契約のお車の所有者 ② 1台目のご契約の記名被保険者 ③ ②の配偶者 ④ ②または③の同居の親族
【用途車種】	1台目のご契約および2台目以降のお車の用途車種が、いずれも自家用8車種であること。	

③ 当社で継続、または他の保険会社などから継続してご契約の場合

前契約の満期日の翌日より起算して7日以内または解約の翌日から起算して7日以内であれば前契約の等級および事故あり係数適用期間を継承することができます。継続契約の等級は、前契約にて1年間事故がないと1等級上がり、保険金の支払いを受ける事故があると事故の形態により1事故につき3等級または1等級下がります。

また、継続契約の事故あり係数適用期間は、前契約にて事故があると加算され、事故の形態により1事故につき「3年」または「1年」加算されます。なお、前契約の事故あり係数適用期間が1～6年の場合の継続契約の事故あり係数適用期間は、1年間事故がないと「1年」減算され、保険金の支払いを受ける事故があると「1年」減算した後に事故の形態により1事故につき「3年」または「1年」加算されます。「事故あり係数適用期間」とは、事故あり係数を適用する期間（始期日時点における残り年数）をいい、事故あり係数適用期間が1～6年のときは「事故あり係数」を適用し、事故あり係数適用期間が0年のときは「無事故係数」を適用します。前契約に3等級ダウン事故が生じた場合は、事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「1年」が加算され、「0年」を下限、「6年」を上限とします。（初めてご契約される場合の事故あり係数適用期間は「0年」）

④ ノンフリート等級および事故あり係数適用期間の引継ぎについて

- 記名被保険者変更時には、ノンフリート等級および事故あり係数適用期間は、記名被保険者の配偶者および同居の親族など条件を満たしている方に限り、引継ぐことができます。
- ご契約の記名被保険者が等級および事故あり係数適用期間を引継ぎできない方であっても、等級および事故あり係数適用期間を引継がなければならない場合があります。引継ぐことがある等級・事故あり係数適用期間は、下表のとおりです。

等級	事故あり係数適用期間	引継ぐことがあるノンフリート等級・事故あり係数適用期間
「1～5等級」	「0年」	ノンフリート等級を引継ぐ可能性があります。
	「1～6年」	ノンフリート等級および事故あり係数適用期間を引継ぐ可能性があります。
「1～5等級」以外	「1～6年」	事故あり係数適用期間のみ引継ぐ可能性があります。

- 他の自動車にて1～5等級または事故あり係数適用期間1～6年が適用される契約がある場合、他の自動車から入替えられたお車の契約に等級および事故あり係数適用期間を引継がなければならない場合があります。

4 その他のご注意事項

① 継続契約のお申込みについて

継続申込書によらず、電話、情報処理機器などにより満期日（継続契約の開始日）までに継続契約の意思表示をすること、または保険料をお支払いいただくことで継続することができます。**ご継続の意思表示がない場合、および保険料のお支払いがない場合には、継続ができないことやノンフリート等級割引の引継ぎができないこと、保険金を支払われないことがあります**のでご注意ください。

※ご継続時の契約内容見直しにより、ご継続をお引受けできない場合があります。

※ご継続のお手続きが完了している場合でも、保険料の払込期日より14日以内に保険料の払い込みがない場合は、継続契約を解除させていただく場合がございますので、ご注意ください。

※ご契約者には、原則として保険契約の満期日の約60日前（環境により多少前後することがあります）に書面、Eメール、LINEまたはお電話にてご契約の手続きのご案内をいたします。**（ご案内の方法はお客さまのご契約条件などにより異なります。）**

重要なお知らせです。必ずご確認ください。なお、ご登録されたお客さまの住所、電話番号、Eメールアドレスに変更が生じた場合は、速やかに当社に連絡してください。また、「チューリッヒ自動車保険LINE割引」を適用されているお客さまは当社LINEアカウントをブロックしないようにご注意ください。

② 保険料の支払方法・保険料入金日と補償との関係について

保険料の支払方法は、以下の方法があります。保険料は保険開始日の前日までに当社へ着金するようお支払いください。保険期間が開始していても、入金日までは補償が開始されません。また入金が遅れると、保険期間や保険料に変更が生じること、等級継承ができないこと、保険契約が解除になることなどがありますのでご注意ください。

払込方法			保険料入金日
一括払い	クレジットカード	クレジットカード※1によって年間保険料を一括して払い込む方法です。	クレジットカード会社からクレジットカードのご利用を承認された日※2
	銀行振込	金融機関から年間保険料を当社指定口座へ一括してお振込みいただく方法です。	当社銀行口座への着金日
	コンビニ払い	当社所定の保険料払込票にて年間保険料を一括してコンビニエンスストア※3から払い込む方法です。	コンビニエンスストア※3でお支払い手続きをなされた日
分割払い	クレジットカード	年間保険料を12分割（分割保険料といいます）し、11回払いで払い込む方法です。ご契約の際に、初回保険料として、分割保険料の2回分をお支払いいただき、2回目（保険始期の属する月の翌月の払込期日）以降11回目まで分割保険料を毎月の払込期日にお支払いいただきます。	・初回保険料 クレジットカード会社からクレジットカードのご利用を承認された日※2 ・2回目以降保険料 毎月の払込期日…毎月27日（当社が処理をする27日が土日祝日の場合はその翌営業日）
	預金口座振替		・初回保険料 当社銀行口座への着金日 ・2回目以降保険料 毎月の払込期日…毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

※1. 契約者が個人の場合、ご契約者またはその配偶者名義のクレジットカード（契約者が法人の場合は法人名義のクレジットカード）のみご利用いただけます。

※2. ご利用のクレジットカード情報を基に当社がクレジットカード会社へカードの有効性、利用限度額内であることなどの確認や承認を得る手続きを行い、その承認をもって保険料が払い込まれたものとみなします。なお、実際のクレジットカード会社からのご請求のタイミングについては、ご利用のクレジットカード会社へお問合わせください。

※3. 当社が指定するコンビニエンスストアに限りです。



① 保険料の分割払いは、一括払いの保険料に対して割増となります。また、当社ウェブサイト上では分割払いのお支払い状況をご確認いただけませんので、お客さまご自身でクレジットカード会社や銀行へご照会をお願いいたします。

② 分割払いにおける2回目以降の保険料のお支払いがない場合は、「翌月の保険料払込期日」に2ヶ月分の保険料をご請求いたします。「翌月の保険料払込期日」も保険料のお支払いがない場合は、保険料のお支払いがなかった最初の払込期日の翌日以降に発生した事故について保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただく場合があります。

③ インターネットでのご契約では「預金口座振替」のお取扱いはございません。